

あそびと 福祉

増刊号（2019年12月1日）
発行：四国手話通訳問題研究会（四通研）

四国手話学習会「手話でGO！2019」開催

11月17日（日）、高知市東部健康福祉センターで四国手話学習会「手話でGO！2019」を開催し、4県から106名の参加がありました。

この学習会は、四国在住の人が一堂に会し、①手話を獲得する、②手話で学ぶ、③手話を学ぶ、④手話を使う、⑤手話を守るという言葉としての5つの権利を守るという理念に基づき、手話や聴覚障がい者及びすべての人の権利について共に学ぶことを目的に、四国ろうあ連盟（四ろう連）と四国手話通訳問題研究会（四通研）の合同行事として年1回、四国4県持ち回りで開催しています。

午前中は講師を招いての講演会を、午後は分科会での学習の二部構成となっています。今年の講演は特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長 廣川 麻子氏を招きました。また、分科会では四国4県で分担し、それぞれ工夫を凝らした学習が進められました。

今回の増刊号は、「手話でGO！」の報告となります。参加した方も、参加できなかった方もどうぞ一読いただき、熱気あふれた学習会の雰囲気を感じてください。

来年度は11月15日（日）、徳島県で開催予定です。皆様の参加をお待ちしております。

講演会「みんなで一緒に舞台を楽しもう」

講師：特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長 廣川 麻子氏



聞こえなくても・見えなくても観劇を楽しみたい方にどんなサポートをするのか、そのサポートを広める為の団体を設立しました。公演主催者や劇場と手話通訳者・字幕などを担う団体を繋いで、舞台芸術を誰でも気楽に楽しめるものにする取組を進めています。観劇サポートには音を感じる機材、メガネ字幕などから、告知動画には字幕と手話がつく、受付には「筆談が出来ます」の表示を置くことまで細部に至っています。

舞台上に手話通訳者が立っても演者と一体となっているため、聞こえる人からの「違和感なし」の感想には驚きました。我が国の文化政策が変わってきたことを知り、生活を豊かにするには障害の有無に関わらず文化的活動に触れるのが大切だと改めて感じた学習会でした。

第1分科会「手話で話そう」

(担当：徳島)

第一分科会は徳島。乾泰幸さんと担当しました。全体の参加者は100人を超え、初心者を中心にイメージし、コミュニケーション方法・指文字一覧表等を準備していきしましたが、急遽「地元の手話」「昔の手話」に変更し、地元の珍しい手話を表現していただきました。

各県の表現の違いに興味津々で、驚きと笑いで大盛り上がりでした。

ろう者の不便についても、「隣近所とはあいさつ程度で、意思疎通ができない」「情報が入ってこない」等の声がありました。昔の手話、地元の手話を大切に、手話人口を増やしましょうとまとめました。

参加者からは、突然の内容変更にも関わらず、「勉強になった。面白かった。楽しかった」との声をいただきホッとしました。

来年は徳島開催です。一人ひとりの力を結集して盛り上げましょう。



第2分科会「手話を学ぼう」

(担当：愛媛)

第2分科会は「手話で学ぼう」と題して、36名の参加者の皆さんと楽しく勉強しました。

まず、「意味に合った手話表現をしてみましょう！」では、「洗う」や「うまい」などを、それぞれどのように表現したらろう者に伝わるのか考えました。例えば「髪を洗う」と「身元を洗う」とでは、同じ洗い方では通じません。「料理がうまい」と「口がうまい」も、同じ表現では通じません。次に、動物がでてくることわざ「犬も歩けば棒にあたる」では、二つの意味がありますが、それを説明できる人が減ってきているとのことでした。身体の一部を使った「頭を冷やす」「頭がきれる」などの慣用句の表現も皆で考えました。最後に、「国際手話を学ぼう!」。挨拶や数の表し方を学んだあと、国際手話での自己紹介を覚えて終了しました。



第3分科会「手話を創ろう」

(担当：高知)

標準手話確定普及研究部四国班の竹島&前田が担当する分科会で参加者は12名。

四国班では毎年200近くの手話単語を検討して日本手話研究所に提出しています。

確定された手話は、日本聴力障害新聞やMIMIに掲載し、それは「新しい手話」の本として出版されています。その手話がどのように作られていくのか説明した後、今年もみんなで新しい手話を検討しました。今回は「檀家」「防虫剤」「埴輪」「ドライブレコーダー」等。頭を抱えたり爆笑したり有意義な時間になりました。新しい手話だけではなく、古くから使われている手話についても、掘り起こし保存しなければなりません。私たちの身近にある大切な手話言語を、これからも育み次の世代にしっかり伝承していきましょう。



第4分科会「手話で学ぼう」

「ろう者たちの権利

～ろう者の運転免許取得～」

(担当：香川)

「ろう者たちの権利～ろう者の運転免許取得～」をテーマに樋下裁判を中心としてろう者が運転免許を取得できるようになるまでのろう運動について手話で参加者と共に学びました。運転免許の獲得はろう者の長年の切実な願いであり、昭和28年頃から各地で運転免許取得のための動きがありました。昭和43年の樋下裁判をきっかけにこの運動は全国展開し、ろう者だけでなく、日本国民をも巻き込み、最終的には2008年の道路交通法改正へと繋がりました。

改めて継続の大切さを学び、先人達に感謝するとともに、現在の課題についても話し合い、私たちがろう運動を引き継いでいかなければならないと参加者と思いをひとつにし、分科会は終了しました。

